

2016年度 第16回長与町長杯争奪 大村湾オープンヨットレース 帆走指示書

1. 適用規則

- 1.1 本大会は、2013-2016国際セーリング競技規則（以下 RRS という。）に定義された規則を適用する。
- 1.2 レーティングについては長崎県外洋帆走協会が定める数値を採用する。

2. 競技者への通告及び帆走指示書の変更

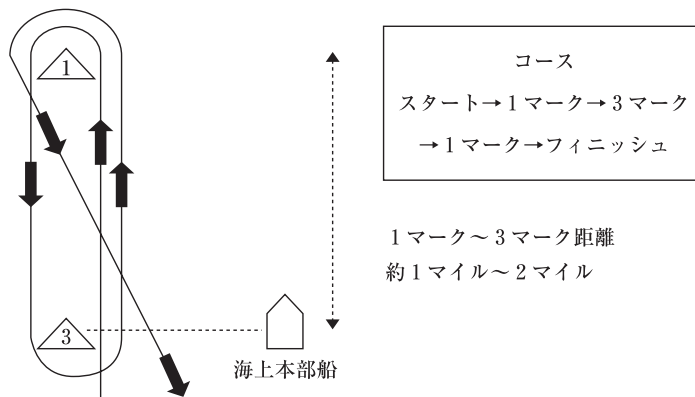
競技者への通告及び帆走指示書の変更は、スタート本部船にL旗を掲げ、予告信号以前に各艇に通告される。

3. レースの日程

- 3.1 平成29年3月5日(日) 09:55 第1レーススタート予告予定時刻
※第1レースに引き続き第2レースを実施予定。
- 3.2 14:00以降のスタート予告信号は発せられない。
- 3.3 本大会は、1レース以上のレースをもって成立とする。
- 3.4 レース委員会は天候その他の状況により、上記時刻を変更することがある。

4. コース

- 4.1 下図に通過すべきマークの順序、各マークの通過する側を含むコースを示す。



- 4.2 別添図に大まかなレース・エリアの位置を示す。

5. マーク

- 5.1 マーク1及び3はオレンジ色の三角ブイとする。
- 5.2 スタート・マーク及びフィニッシュ・マークは、マーク3の三角ブイとする。
- 5.3 帆走指示書9（次のマークの位置の変更）に従い、新しいマークが用いられる場合には赤色の三角ブイを使用する。

6. スタート

- 6.1 レースはRRS26を用いてスタートする。
- 6.2 スタート・ラインは、スターボード側の端にあるスタート・ボートにオレンジ色の旗を掲揚しているポールと、ボートの端にあるスタート・マークの間とする。
- 6.3 スタートの各信号は、次の通りとする。
 - ・ 予告信号(スタート5分前)・・・長与町旗を掲揚し、音響1声を発する。
 - ・ 準備信号(スタート4分前)・・・P旗を掲揚し、音響1声を発する。
 - ・ スタート1分前・・・P旗を降下し、長音1声を発する。
 - ・ スタート・・・長与町旗を降下し、音響1声を発する。
- 6.4 スタートを延期する場合はAP旗を掲揚するとともに音響信号2声を発する。その後のスタート予告信号は、AP旗が音響信号1声とともに降下1分後に発せられる。

7. リコール

- 7.1 リコール艇があった場合は、RRS29.1(X旗を掲揚するとともに音響1声を発する。)
- 7.2 RRS29.2によりゼネラルリコールとなった場合の次のスタート予告信号は第1代表旗降下1分後に発せられ、RRS30.1(I旗規則)を適用する。

8. コースの次のマークの変更
 - 8.1 スタート信号以降において、コースの次のレグを変更する為に、レース委員会は新しいマークを設置し、実行できれば直ちに元のマークを撤去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。
 - 8.2 レグの方向及びレグの長さを変更する場合、先頭艇がそのレグを始める前に起点となるマーク付近にて反復音響信号と共にC旗を掲揚し、新しいレグの方向をボードにて表示する。
9. コースの短縮
 - 9.1 レース委員会はRRS32(スタート後の短縮または中止)に規定された理由により、コースを短縮することができる。
 - 9.2 コースを短縮する場合は、運営艇にS旗を掲揚し、音響信号2声を発するとともに口頭により各艇へ通告する。これはRRS規則32.1を変更している。
 - 9.3 コースを短縮した場合は、回航しようとするマークとS旗を掲げた運営艇のポールとの間をフィニッシュするものとする。
10. フィニッシュ
フィニッシュ・ラインは、ポート側の端にあるフィニッシュ・ボートにオレンジ旗を掲げたポールと、スターボード側の端にあるフィニッシュ・マークの間とする。
11. レースの終了
 - 11.1 タイムリミットは、先頭艇のフィニッシュ後30分とする。
 - 11.2 タイムリミット内にフィニッシュ出来なかった艇はDNFとして記録される。これはRRS規則35とA 4.1を変更している。
12. 抗議と救済の要求
 - 12.1 抗議は、陸上本部で交付する抗議書に記入の上、最終艇レース終了後60分以内に陸上本部に提出しなければならない。この時刻は、レース委員会及びプロテスト委員会による全ての抗議及び救済の要求にも適用する。この項はRRS規則61.3と62.2を変更している。
 - 12.2 レーティングに対する抗議は一切受け付けないものとする。
13. 得点
 - 13.1 着順は、各艇のレース所要時間をレーティングにより修正した時間がより少ない艇を上位として順位を決定する。
 - 13.2 得点は、RRS付則A 4の「低得点方式」を適用する。
14. 無線通信
レース艇は、レース中無線の送受信を行ってはならない。この制限は携帯電話にも適用する。但し、艇が危険な状態にある場合には適用を除外する。
15. 安全規定
 - 15.1 大会参加艇は、有効な船舶安全検査証書を所持していなければならない。
 - 15.2 レース艇の乗員はレース中、有効な浮力を有するライフジャケットを着用しなければならない。
16. 出艇申告
 - 16.1 スタート予告信号前までに本部船のスターンをスターボードタックにて通過しセールナンバーの確認をもって出艇申告とする。
 - 16.2 リタイアした艇は、出来る限り早くレース委員会(大会本部役員)へ連絡する事。
17. ごみの処分
全てのレース参加者は、本大会スローガンにのっとり、いかなるゴミも海中へ投棄してはならない。
18. 免責
競技者は完全に自らのリスクで大会に参加する。RRS 4(レースをすることの決定)を参照。主催団体は大会の前後、期間中に生じた物理的損害または身体的障害若しくは死亡によるいかなる責任も負担しない。
19. その他
 - 19.1 トップ艇のフィニッシュ時並びにレース終了時には、それぞれ音響1声を発する。
 - 19.2 レース艇は、レース中、救助の場合を除きエンジンを使用してはならない。
 - 19.3 レース委員会連絡先は、次の通りとする。
 - (1) 大会本部： 浅川潮太郎(大会本部役員) 090-1923-7453